

### **第Ⅲ編 債務およびそれに対応する権利**

#### **第5章 当事者の変更**

##### **第2節 債務者の交替及び追加**

###### **Ⅲ.-5:201条 適用範囲**

この節の規定は、合意による新たな債務者への交替又は新たな債務者の追加にのみ適用する。

###### **コメント**

この節の準則は、法定効果による債務の移転に適用することを意図していない。例えば、事業が譲渡されるときやある公共団体が別の公共団体に承継されるときに、債権債務が自動的に移転することを特別法が定めている場合が、これにあたる。

この節の準則は、金銭債務や契約上の債務に限らず、債務一般に対して適用される。

どの当事者が合意しなければならないかという問題は、この節の次条以降で定められている。